

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	直木町（山方・東昌寺・小中原）	令和5年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40.9ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.4ha
(備考)	

注1：③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、水稻(耕地面積の54.8%)と茶(同33.7%)が耕地面積の9割近くを占めている。茶においては、後継者が確保されており、茶園団地として集約されている。稲作については、農家の所有地が点在している農地があり、今後集約しながら作業の効率化を図る必要がある。また、今後高齢化が進み、耕作放棄地をつくらないよう後継者のいない稲作農家の引き受け手を確保する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落内の農地については、中心経営体への集積を推進するとともに、地区外から新たな担い手の受け入れを促進することで、担い手への集積・集約化を図っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農業委員会等と連携して田を中心に所有者及び耕作者の意向を把握する。中間管理事業を活用した農地の集約化に取り組む。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

中心経営体

直木町（山方地区・東昌寺地区・小中原地区）

属性	経営体 (氏名)	経営者 代表者 の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状		今後の農地の引受けの意向			農地中間管 理機構から の借入希望 の有無
					経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	経営内容 (作目)	経営規模 (h a)	農業を営む範囲	
法	A	52 歳	13 人	有	茶	5.76 ha	茶	7.50 ha	当地区およびそれ以外の地区	有
法	B	60 歳	3 人	有	茶	3.25 ha	茶	5.00 ha	当地区およびそれ以外の地区	有
法	C	50 歳	4 人	有	茶	8.11 ha	茶	9.00 ha	当地区およびそれ以外の地区	有
認農	D	65 歳	1 人	無	水稻	0.79 ha	水稻	3.00 ha	当地区およびそれ以外の地区	無
認農	E	57 歳	1 人	無	水稻	2.17 ha	水稻	5.00 ha	当地区およびそれ以外の地区	無
						ha		ha		
						ha		ha		
						ha		ha		
計						20.08 ha		29.50 ha		

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、集落・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある集落営農、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がいれば、当該農業者の意向を確認した上で位置付けます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します